

重要事項説明書 (居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条及び第91条の規定に基づき、指定居宅療養管理サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人社団慈生会
代表者氏名	伊藤 雅史
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	東京都足立区一ツ家4丁目3番4号 03-3850-8739

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業者名称	社会医療法人社団慈生会 等潤メディケア診療所
事業所所在地	東京都足立区一ツ家4丁目2番11号
連絡先	03-3850-8721

(2) 事業の目的及び運営の方針

- 第1条** 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族等に療養上の管理・指導・助言等を行い、利用者の療養生活の向上を図るものとする。
- 第2条** 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づき、薬歴管理、服薬指導、薬剤の服用状況、薬剤保管状況の確認等の薬学的指導を利用者及び家族等に薬剤師が行います。また、その指導等の内容を医師に報告の上、ケアマネジャーに必要な情報を提供します。
- 第3条** 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師が特別食の必要性を認めたとき、又は低栄養状態や摂食・嚥下機能の低下があると判断した場合、当該医師の指示に基づき、栄養計画を交付し、当該計画に従った栄養管理に係る情報提供、栄養食事相談・助言を利用者及び家族等に管理栄養士が30分を目安に行います。

第4条 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと、緊密な連携に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	原則、院内に掲示している診療日及び診療時間と同じです。但し、訪問診療・指導・助言の時間においては個々の利用者・家族等と調整して行う場合があります。
営業時間	9:00～17:00（但し、個々の利用者・家族等と時間調整して実施する場合があります）

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	原則、院内に掲示している診療日及び診療時間と同じです。但し、訪問診療・指導・助言の時間においては個々の利用者・家族等と調整して行う場合があります。
サービス提供時間	9:00～17:00 但し、個々の利用者・家族等と時間調整して実施する場合があります）

(5) 事業所の職員体制

管理者	所長 谷口 泰之
-----	----------

①病院である指定居宅療養管理指導事業所

職	職務内容	人員数
医師	1 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。	常勤 1名 非常勤 6名
	2 利用者、家族等に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。	
	3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。	
管理栄養士	1 管理栄養士は、医師の指示に基づき、栄養ケア計画を作成し、患者又は家族等に、栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談、助言を行います。 2 作成した計画を利用者、家族等に提供するとともに、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者、家族に対して文書等で提供するように努め、速やかに記録を作成するとともに、医師に報	非常勤 1名

	告します。 3 概ね3月を目途として、当該計画の見直しを行います。	
薬 劑 師	1 薬剤師は、医師の指示に基づき、薬歴管理、服薬指導、薬剤の服用状況、薬剤保管状況の確認等の薬学的指導を利用者及び家族等に薬剤師が行います。 2 その指導等の内容を医師に報告の上、ケアマネジャーに必要な情報を提供します。 3 麻薬の投薬が行われている利用者には、薬学的管理指導の内容の確認を行い、利用者又は家族等への指導相談に丁寧に対応します。	常勤 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師、薬剤師、看護師または管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
介護予防居宅療養管理指導	要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師、薬剤師、看護職員または管理栄養士が、通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る

(2) (介護予防) 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

(介護予防) 居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

【医師が行う場合】

(介護予防)居宅療養管理指導費Ⅱ（1回につき） (在宅時医学総合管理料または 特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	基本単位	利用者負担		
		1割	2割	3割
単一建物居住者1人（月2回まで）	299単位	299円	598円	897円
単一建物居住者2～9人（月2回まで）	287単位	287円	574円	861円
単一建物居住者10人以上（月2回まで）	260単位	260円	520円	780円

【事業所の管理栄養士が行う場合】

① (介護予防)居宅療養管理指導費Ⅰ (月1回) ②以外	基本単位	1割	2割	3割
単一建物居住者1人	545単位	545円	1,090円	1,635円
単一建物居住者2～9名	487単位	487円	974円	1,461円
単一建物居住者10人以上	444単位	444円	888円	1,332円
② (介護予防)居宅療養管理指導費Ⅱ（1回につき） (在宅時医学総合管理料または 特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	/			
単一建物居住者1人（月2回まで）	525単位	525円	1,050円	1,575円
単一建物居住者2～9人（月2回まで）	467単位	467円	934円	1,401円
単一建物居住者10人以上（月2回まで）	424単位	424円	848円	1,272円

※介護報酬改定の際には、報酬改定に準じます。

※当診療所の地域は1単位につき10.00円。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 利用料金は、前月分の請求書を毎月15日までに到達するようにお送りいたしますので、ご確認のうえ31日までに下記(ア)～(エ)の方法でお支払いください。ただし、金融機関ご利用で、同日が営業日でないときは直後の営業日とします。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み</p> <p>(イ)利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(ウ) Medikae 診療所にて現金あるいはクレジット支払い</p>

	<p>(エ)CADA 払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</p>
--	---

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 管理栄養士が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師等の指示に基づき策定する「栄養ケア計画」「管理指導計画」に基づき、実施します。
上記計画については、訪問後、必要に応じ計画の見直しを行う。「栄養ケア計画」、「管理指導計画」は概ね 6 月を目途に見直しを行います。
- (4) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	谷口 泰之
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 身分証携行義務

居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

11 サービス提供の記録

- ① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。その記録はサービス提供の日から2年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

12 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

13 サービス提供に関する相談、苦情について

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

<苦情申立の窓口>

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	等潤メディケア診療所 所在地 東京都足立区一ツ家4-2-11 電話番号 03-3850-8721 受付時間 9:00~17:00
【市町村(保険者)の窓口】 足立区介護保険課	所在地 足立区中央本町1-17-1 電話番号 03-3880-5887 受付時間 9:00~17:00
【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会	国保連介護サービス苦情処理相談窓口 所在地 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 電話番号 03-6238-0177 受付時間 9:00~17:00
【公的団体の窓口】 東京都福祉サービス運営適正化委員会	東京都福祉サービス運営適正化委員会 所在地 千代田区神田駿河台1-8 電話番号 03-5283-7020 e-mail kaiketsu@tcsw.tvac.or.jp 受付時間 9:00~17:00

14 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

以上の内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条及び第 91 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	東京都足立区一ツ家 4 丁目 2 番 1 1 号
	事業所名	等潤メディケア診療所
	説明者氏名	

私は、契約書及び本書面により事業所からの重要事項の説明を受けました。

利用者	氏名	
-----	----	--

代理人	氏名	
-----	----	--